慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	カナダ本邦移民制限史の一断面
Sub Title	Concerning a problem of the limitation of Japanese immigrants to Canada in Meiji era
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1970
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.37- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	英・藤原教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19700115-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カナダ本邦移民制限史の一断面

山正熊

内

はじめに

三 鉄道建設をめぐる移民問題二 カナダ移民制限の由来

五 能勢総領事の召還四 能勢オタワ総領事の業績

へむすび

一はじめに

わが国にとつて太平洋を隔てた隣邦であるカナダは、近来国力の充実著しく、国際社会の中でも有力な平和国家として不

のカナダは、同じ北米にあつても、米国と比べて地理的条件も国力も遙かに劣つているのは事実であるから、わが国のカナ 動の地位を占めるに至り、その対日関係も友好緊密の度を高めていることは、いうまでもないところであろう。しかし、こ

ダに対する関心ないし重要度が低いことも否むことができないであろう。したがつて、カナダにおける諸問題は、何事も米

三七

カナタ本邦移民制限史の一断面

体質をもつていること、すなわち米国とは異つた特殊事情があるということである。(!) ダが続いてとりあげられてよい場合もあるが、ただ注意すべきことは、 国の方が先行し、米国のそれに準じて処理されることが多いのがつねである。それには十分な理由があり、 カナダはカナダ特有の国柄をもち、 米国とは異つた 米国の後にカ

と、すなわち在オタワ総領事がカナダ中央政府と交渉する形をとらざるをえなかつたことである。(3) は我が国の大使が駐在して、日英間の重要案件は、この経路を経て行われるのが常道であつた。したがつて、カナダ移民問 ナダが英帝国の植民地であり、 としてカナダ移民問題もあることは事実である。(2) 民問題において、 務本省側から水をさされるという事態が起つたのである。 日加関係をとつてみても、日米関係と共通した面もあると同時に、米国とは同様に律し切れないものがあるのである。 相手国の官憲と密接な関係をもち、政治的交渉に入るのはやむをえないと思われるのであるが、 英本国との関係において解決さるべきであるという立場から、 戦前の日本移民排斥については、 外務省から派遣された局長が疑義を挾み、その結果として、オタワ総領事は帰朝を命ぜられ、 自治領であつて、 米国のように外交交渉が大使交換による外交レベルで行われなか しかも、 米国と共通した根があるし、 領事が任地に あつ て在留邦人保護監督の職務を遂行するに当つ 日加関係が日米関係と非常に相異するのは、 カナダ中央政府とオタワ総領事との交渉について、外 また米国ないしハワイへの移民のはね返り 周知の如く、 この当時の総領事のと 明治時代におけるカ ロンドンに 移

力範囲であつたことが、日本移民排斥の火に油を注いだのである。いわば、 金スキャンダルとがからみ合つて、 したということである。それは、中央政府の与党側自由党と野党たる保守党の対立と、 みならず注目すべきことは、 カナダ内政事情と、これにからんだ経済界の事情が、 日本移民と直接関係の深いブリティッシュ・コロンビア州の議会が野党たる保守党の勢 日本移民問題はカナダ野与党対立の政争の具に カナダ鉄道建設をめぐつての政治献 日本移民排斥という外交問題に波及 鮮統監府に転ぜしめられるということがあつたのである。

供されたのである。更に、(4) 邦政府に反抗して独立行政を主張するのを特徴とするために、 きではない。 ばヴァンクーバー地方と中央の連邦政府との対立から、 殊に、 大正一○年までは日英同盟が存在したので、 カナダの歴史とカナダ憲法に基く各州の根強い地域主義、 日本側の交渉が影響を受けることが少くなかつたことも看過さるべ 連邦政府の権威権限と関連して、 日英協約のカナダ適用をめぐつての問題があり、 すなわち各州が地域利益を優先して連 カナダの地方的勢力、 この点 例え

は

日米関係と非常な違いがあるわけである

見られるのであつて、 であるのである。 もつ日本移民をカナダから手をさし出して迎え入れるという近状は、それ自体喜ばしいことである。 経済的にも、 も著しかつたのである。 渡航制限のみならず、 である。 のような過去の上に立つて今日の友好関係が出来ていることを忘るべきではない。 政治問題と共通な面を示すのみでなく、在外領事の責任追求ということにも関連して、 カナダの戦前の対日感情が著しく酷薄であり、二世の公民権は米国以上にきびしく認められなかつたという事実とは対照的 今日、 この排日移民問題は、 日加関係が親善良好であることは、想像以上であり、外交的にもカナダとの間には殆んど重大なトラブルはなく、 日本はカナダ小麦の最上の顧客であり、 戦時中の在加邦人の苦難の歴史は、 日本人は、 たんカナダに入国し定着した日本移民に対するはげしい排斥運動は、 それは今日殆んど忘却されているけれども、 明治以来ながく懸案になつていたのである。それは、 日本側の責任よりも、 また鉱業をはじめ日本の技術輸出、 その忠誠心をめぐつて、拭い切れない痛恨を残しているのであり、 カナダ側の事情から冷酷無比に扱われたことは否定すべくもない それにまつわる内外の確執は、 その悲劇的象徴がカナダ本邦移民制限 明治中期から戦前にまで及ぶ本邦移民 数々の考えるべき問題を残している 開発投資が歓迎され、 ある意味においては米国 今日の圧力団体などの しかし、 この現状は 熟練技術を 「より

のである。

一 カナダ移民制限の由来

とを看過することはできない。 議には理解を示した弁明を行い、 見られるかも知れない。たしかに、 におけるカリフォルニア州問題と同一線上においてとりあげられ、 斥問題と同様であると思われがちである。 メリカにおけるのと同様な事情もあることは認められるにせよ、 おいてもまた同様な形で展開したといわれよう。 カナダ移民問題は、 総じてカリフ 大統領および国務長官がかかる排日法案の防止に努力するという形だけを見れば、 カリフォルニア州において、 オルニア州 を中心 とする北米合衆国の排日的議案成立に象徴されるような本邦移民排 いいかえるならば、 しかしながら、 ブリティッシュ・コロンビア州における排日運動がア 排日的法案が通ることに対して、米国中央政府が日本の抗 カナダにおいてはアメリカとは異なる特殊事情があつたこ いわば加州問題の反射的ないし後続的に行われたものと 同じ本邦移民でも、 カナダにおいて排斥されたのは、 カナダ メリ 7

位にしか考えられていなかつたのである。しかし、アメリカが東洋人の移民を制限するにつれて、カナダならば容易に旅券(5) 数の炭坑移民がカナダに来たが、それはハワイやアメリカへの移民と同じようにとられていて、 が下りるというので、 カナダ移民は、一八八九年(明治二二年)に神戸住民会社がカンバーランドの炭坑に二四人の契約移民を送り、 カナダへの一般移民が増加し、その結果カナダも移民制限を行うようになつたのである. カナダは北米合衆国 以後年々多 の 一

害を受けていたが、 にブリティッシュ 日本人傭役を禁ずべしとする法案が続々提出されるようになつたのである。 日本移民が増加するにつれ、今迄中国人に向けられていた反感憎悪は容易に日本人に拡大され、 コロンビア州には日本人に数倍する中国人が在留していたので、はじめ中国人移民が白人労働者から追 初期の移民が、有色人種としての差別待遇に苦しんだのは、 アメリカにおけるのと同様であつた。 当時排日騒ぎが年々盛んになる形勢であ 州議会 すで

者が多数あつたこともある。 に命令を発したのである。 つたので、我が政府は明治三三年八月、北米移民の渡航を禁止した際に、カナダ移民の渡航もまたこれを差止める旨地方庁 北米へと移つて行つたともいわれている。(6) このカナダ移民禁止の理由には、 しかもカナダにおける在留邦人は、 カナダに渡航する邦人の中には、そこから更に北米に転入する 職を求め得ず食うにさえ困るような貧窮者が出 たことか

脅威となつたのみならず、 本の農民、漁民、 めて表面化したのは、 シュ・コロンビア州に居住していたが、彼等はその勤勉さと事業欲とで目に立つわけであるが、それは同地方の労働市場の | 九○七年(明治四○年)のパウエル街の暴動を契機にした排日運動が最初に指を屈せられるであろう。| (8) 元来、カナダにおける日本人移民は、中国人移民と同様に非常な労働力の不足に応じて迎えられたものであり、 労働者から引抜かれたものであつた。一九○○年までに日大人移民は四千人に達し、主としてブリティ ハワイの転航住民がアメリカから閉め出されて、カナダに押しかけてからである。 日本人の結集性の故に、 いわゆる「日本人問題」が起るのである。しかし、(?) カナダで排 それについては それは 日がはじ

であつた。 州という太平洋岸で最も在留邦人の多いところで、州内の政治的活動を一切拒まれたのである。二世の将来は暗黒で絶望的 になつて漸く日系帰還兵は投票権を与えられることになつたのである。一九〇二年に投票権を失つた結果として、 によつて一世、二世とも日本人は投票権を失つてしまつた。とりわけ、B・C・州では、他の諸州では投票できたのに、第 次世界大戦で日系志願兵一九七名(内五四名戦死) すでに一九〇二年、ブリティッシュ・コロンビア の血税を払つたのに拘らず、その兵隊の投票権まで奪われ、 (以下B・C・と略称) 州の議会は、アジア系移民の市民権を剝奪し、 В С それ

ただ二十世紀初頭は、 それ故に 「法制上直接日本人ニ対スル差別的待遇ナシ」という形をとつていたのであるが、 当時は日英同盟の存在した時期であるから、日系移民に対して全く門戸を閉ざすということはなか 事実上日本移民制限問題

ナダ本邦移民制限史の一断面

四

と定められたのである。それは日本の体面を保つ紳士協約であつたが、これだけ制限しても排日運動は益々盛んに なるのとにめられたのである。それは日本の体面を保つ紳士協約であつたが、これだけ制限しても排日運動は益々盛んになる。 情諠を重んじて譲歩し、 ルフ・ルミュー」の来日を見、英国大使と相携えてカナダに渡航する本邦移民数の制限方が提議され、我が国も日英同盟 は一九○三年(明治三六年)以釆カナダ当局と話合が行われていたが、一九○七年一一月カナダ駅逓総監兼労働務大臣 ここに「ルミュー協約」を結んだのである。その結果移民制限総数は毎年四百以下(妻子は無制限)

狭い門であつたのである。もちろん、日加関係には起伏があり、日英同盟の余映、移民制限に関する「ルミュー協約」を日 本が誠意をもつて守つたこともあるが、第一次世界大戦の勃発と共に、 中に移民を制限するわけであるから、多くの移民希望者の中から選択する方法は極めてきびしく呼寄資格調査などによつて で、更に一九二八年に一五○人 (妻子を含む) にまですなわち三分の一に減らされてしまつたのである。その一五○人の枠の 日本が英国に加担し、 日本海軍がカナダ水域に出

州戦線に出征して嚇々たる武勲をたてたことなどから、排日法案として名高い「ナタル法」を、さしも排日気運旺盛なB して航路保護の任に当り、B・C・州民に大きな安心を与えたこと、またカナダ日本人義勇団を組織して、 邦人義勇兵が欧

C・州議会も破棄するという決議を通過したのであつた。しかしながら、それは日英同盟の廃棄の後は、(13) 再びまたきびしい

排日へと戻つて行つたのである。

数十年にわたつて毎期必ず排日的議案を提出し、大正二年に至り土地法の形をとつて、日本人の不動産所有禁止を目的とす 国の移民法の改正の結果、日本移民がカナダに転航するという事態も見逃せないが、米国においてカリフォルニア州議会が すでにふれたように、 日本人に対して差別待遇をするに至つたことが、カナダ側にも反映して、(ほ) カナダ移民問題の推移は、米国における移民制限の経過と対応して、米国の制限強化、 すなわち米

見ることは失当ではないであろう。すなわち、カナダに帰化した日本人は、既に日本の国籍を喪失して英国の国籍を取得し いわゆる日本人でないのに拘らず、その人種的差別待遇は帰化日本人につきまとい、B・C・川においては参政権を与

排目的措置を強化するに至つたと

えられなかったのである。(4) 移民が農業移民だけでなく、 ないし経済界の事情によつて日本移民が影響を受け、 更に、 漁業移民、 カナダの場合は、 鉄道建設関係労働者として渡つた者が多いという日本側の事情と共に、 排日移民としての苦難は同様であるけれども、 日本移民が排斥されたという特殊事情を注目しなければならな 米国との相 違 カナダ政情 カ / ナ ダ

三 鉄道建設をめぐる移民問題

せずにつなぎとめておくために鉄道建設が行われたということである。(ほ) すべきことは、 に、それは かされて建設されたために、それが先立つてカナダ全体のための建設をまげてしまう傾向があつたのである。とりわけ注 ナダにおける鉄道建設は、 "政治的鉄道"であるのがつねであつた。 連邦政府が各州の要望に応じないとき州は連邦から脱退するというおそれがあるために、 カナダ連邦政治制度の性格を反映して、 いいかえるならば、 植民地間の各地方的利益 英領カナダの鉄道は、 余りにも各地方的利害に のために建設さ その地方を離脱さ ħ る た 動 目 め

問題でJ・A・マクドナルト保守党政府が倒れるという程の「パシフィック・スキャンダル」をひき起したのであつた。 社間に競合が起つたのである。 に完成するという確約をしたのであるが、 ればならなかつたわけである。ここに一八七〇年の協定によつて、 力範囲の下におくことを防ぎ、 政府と直接交通の便がなければ、 横断鉄道を完成するという約束をしたのである。このB・C・州の要求には当然の理由があつた。それは、 カナダ太平洋鉄道は、 その典型的な その結果一八七三年二月カナダ太平洋鉄道会社という新会社が設立された。 新来のカナダ植民を西方へ送る手段を確保するためには、 B・C・州は何もカナダ連邦に入つた効用はなかつたからである。 "政治的鉄道"であつて、連邦政府がB・C・ これに伴つてその建設作業を何者に担当させるかについて、 連邦政府は提案鉄道路線を二年内に着工し、 州を連邦の中に入れておくため 連邦政府は鉄道建設を実現しなけ 西部平原をアメリカ勢 英国系と米国系の会 しかしその財政 大西洋侧 に しかい 中央 大陸

三(四三)

アダ本邦移民制限史の一断面

た。 は、 Ļ 労働力、 一八九八年に入つて、遅々として進まなかつた鉄道建設は、サー・ローリエ指導下の自由党政府の成立と共に緒につい 資本、 西部に鉱石その他の新資源が発見されて大規模の移民が要求されるに至つたからであつた。 施設を切実に必要とした。労働問題はカナダの門戸開放移民政策で解決がつき、一八九八年から一 この新時代の開幕 九一

八年までに三百万の移民がカナダに到来したのである

部からの圧力によるものであつた。また新路線がモンクトン、 至る鉄道延長を行い、 で建設されることになり、これはグランド・トランク・太平洋鉄道会社に委託された。 は新路線の建設を認可して事態を鎮静したのである。その結果第一にカナダ北部鉄道会社がケベックからヴァンクーバーに たのである。はじめそれはカナダ太平洋鉄道に事実上独占されたのであるが、西部からの反対抗議がつよまり、 殊に一八六七年から一八九八年までの初期においては、 また第二にはナショナル・トランスコンティネンタル大陸横断鉄道が設立されたが、それは東部と西 交通施設に投資の大部分が向けられ、 ニュー・ブランスウィックからマニトバ州のウィニペックま この鉄道建設は厖大な鉄道工夫を必要 鉄道建設に拍車がかけられ 自由党政府

移民を要求することになつたわけである。 とし、それが一般の大西洋側からの移民だけでは到底足りず、太平洋側からの移民、すなわち中国、 日本などの有色人種

明治四〇年二月一一日に、 とを説いたのである。 長に面会し、一日も早く政府の承認を得て本邦工夫輪入に着手し、募集手続を完了しないと、 値する。ここに、この計画を具体化する通知を受けなかつた在オタワ能勢総領事は、 このグランド・トランク・太平洋鉄道会社の日本人工夫雇用計画は、 しかし、それは、政府がB・C・州の総選挙の結果を待たなければ意見を発表できないというので、 能勢総領事は、 ローリエ 首相 フィシャー農相に面会し、そこで、日本政府が従来実施して来た カナダの内政と関連するところがあつたことは注目に モントリオールに出張して同会社副 同社の起工に間に合わないこ

労働者渡航制限を除去しカナダ領内は門戸を開放すべきを要望したところ、首相の回答は次め如くであつた。 カナダ中央政

運動費を仰ぎ、 うとしたのである。 洋鉄道会社をして盛んに運動費を供給させ、与党勝利の上B・C・州政府を組織せしめ、 府としては門戸開放の精神に基いて日本移民制限をとこうという考えであるが、B・C・州政府は依然として日本移民を歓 会社は、 る日本人労働者問題を一挙に解決しようとする企図は水泡に帰した次第である。 人工夫使用許可に努力するという事態になつたわけである。 依存するほかないとして中央政府に迫り、 中国人が入国税として各人五○○弗を払わねばならない規則のため、 多数の労働者を教唆し激烈な運動をなした結果、 これを排斥する動きがあるため、 しかし、 B・C・州の野党は、 中央政府としても前回の総選挙以来運動費を同会社から得ているので、 ローリエ首相はB・C・州総選挙に際して、 グランド・トランク・太平洋鉄道の敵手たるカナダ太平洋鉄道会社より ローリエ側の中央政府党は選挙に敗れ、 到底これを使用できない以上、日本人工夫に しかも、 日本人移民入国の便宜を図らせよ グランド・トランク・太平洋鉄道 グランド・トランク・太平 В С ・州におけ 結局日本

移民排斥ヲ楯トシ全力ヲ竭シテ防戦シ遂ニ自由党ヲ駆逐シテ保守党ノ勝利ニ帰シ」たという事情があつたので ある。(ロ) この見地から、 政府に反抗し、 に、このナタル法案は英語試験を課して移民を制限するというものであるが、 ノ日本人労働者渡来スヘキ由ヲ吹聴シ労働派ヲ煽動シテ彼等ノ援助ヲ求ムル事トシ、投票前日ノ如キハ労働者 たのにかかわらず、 るに至るのである。 В С 併せてグランド・トランク・太平洋鉄道事業の進捗を妨害しようというのが本当の目的であつたのである。(m) 能勢総領事は、 これについて、日本人移民排斥は、労働者不足の当時にあつて州知事自身内心これを喜ぶものでなかつ 州における移民排斥運動はいよいよ高まり、 選挙対策としてこれを利用したのであつて、「保守党ニ於テハ労働者ノ歓心ヲ得ンガ為メ、 p l リエ首相に該法案を一日も有効ならしめざるのみならず、進んで本邦移民に十分便宜を 日本人排斥を目的とする如きナタル法案を州議会に提 その内実は、 東洋移民排斥を口実として中央 ノ保護並日本 故ラニ多数 さら

カナダ本邦移民制限史の一断面

与えるよう申入れたのである

ナダ本邦移民制限史の一断面

要なものの一つが、 見たため、 明治三七年第三回 この移民排斥法案の問題は、 リエ首相とその閣僚の中に日本に対し好意を表する者があつて、 一層政府は同社を助成し、 選挙の際グランド・トランク・太平洋鉄道会社から百万弗を政府に供給させ、その結果多数党員の当選を 日本人労働者の使用の件であつたのである。それは、二〇年前カナダ太平洋鉄道会社がその西部工事に В С その経営を容易ならしめるために尽力したのであるが、その会社の要求の中で最も重 州において毎会期過去七、 八年定例の如く可決して来たのに拘らず、 毎時不認可になつて来たのである。 しかしながら、

おいて全く清国人に頼つて成功したように、

を開放して日本の歓心を博そうと考えたのである。たまたま反対党の領袖たるB・C・州総務長官マクブライトがオタワに ーリエ首相は、 その人口割補助額倍加要求を出したのに対し、中央政府は他州の異議を排して特にこれを承諾する代りに、今 一方にグランド・トランク・太平洋鉄道会社の要求を容れると共に、 他方日本移民のために門戸

その副社長「モールス」と技師長「ゲリハー」は日本人の使用をローリエ首相に要求してやまなかつたのである

グランド・トランク・太平洋鉄道会社は、

労賃の低廉な日本人を使用しようと

とりその利益を壟断し、 何等容喙すべきでないことその他の要項を提議したのである。 B ・州が何等余慶に与らないのに不満を抱き、 マクブライト総務長官は、 また日本人労働者のため門戸を開放することは 同鉄道敷設について中央政府がひ

後グランド・トランク・太平洋会社が多数の日本人労働者を輸入しB・C・州内における工事に使用しても同州政府はこれに

立ち憤然帰来し、 直ちにB・C・州議会を解散したのである。(st)

ここに B・ C 州において自由党と保守党との候補が相対立し、 前者がグランド・トランク・太平洋鉄道会社を背景に

その選挙費を調達せしめて選挙に干渉したのに対して、

B

州の労働者派全体の反対するところであるとして、

p

ーリエ首相の提議に大反対をなし、

各州長官会議の終了に先

動かし、 グランド・トランク・太平洋鉄道会社はその工事用員として五万の日本人労働者を輸入する計画であるなどという流

保守党の方は、

カナダ太平洋鉄道会社を後援として頻りに労働者を

言を放つたのである。 その両者の対立点は次の通りであつた。

2 自 由 党 対 保

1

中

央

政

府

対

B・C・州政府

守

党

3 グランド・トランク太平洋鉄道会社 対 カナダ太平洋鉄道会社

4 日本移民奨励

5 官 有 払 下

6

補助金増加拒絶

日本移民問題は、

対 日本移民反対

対 官有地払下反対

対 同上增加要求

党は、 道会社と相関連するものとなり、 グランド・トランク・鉄道会社と結託して日本移民をB・C・州に誘致し、低賃銀でこれを使役するから白人労働者を れは不幸にも反対党より攻撃の焦点となつたのである。すなわち、中央政府派たる自由

以前のように孤立した問題ではなく、全く中央政府、

自由党、

グランド・トランク・太平洋鉄

対し僅か一二名の当選者しか出さず、完敗したのである。それは、ひとり中央政府の不幸だけのみでなく、日本労働者のた め頗る不幸であつた。総選挙で勝利を占めた直後開会した州議会では、その劈頭第一に外国移民排斥法案をヴァンクーバー

遂に飢渇に陥れるであろうと保守党側が種々無根の宣伝をしたため、大いに人心を動かし、遂に自由党は反対党の三〇名に

選出議員に提出させて、 とつたのである。しかしながら、従来日本人労働者に好意的でなかつたカナダ太平洋鉄道会社も、 労働者の歓心を得ると共に、グランド・トランク・太平洋鉄道会社をして工事を開始させない手段を 東西両洋間の貫通鉄道と

つて労働者払底に苦しみ、工事に着手できないという奇異の事態を招いたのであつた。(28) してロッキー以西の太平洋岸で独占を保つため、保守党を後援したのであるが、その結果B・C・州内の大北鉄道建設に当

このカナダ鉄道建設に日本人を導入する件について、非常な活動をした在オタワ能勢辰五郎総領事は、 この後半歳にして

四七)

ナダ本邦移民制限史の一断面

帰朝命令を受けるのであるが、 それは日本移民制限問題についての外務省内の関係によるものであつた。

四 能勢オタワ総領事の業績

下にカナダに対する交渉を行うという体験を経た後で、(33) 状も知り、したがつて移民制限問題については十分認識をもち、さらに、 ダ当局と交渉に当るにはまたとない適格者であつたといえるのである。 ヴァンクーバー在勤時代に気候不順地理不便で空気険悪なヴィクトリア、 いることからも知られよう。このヴァンクーバー時代、すでに本邦漁業移民が白人労働者の忌み嫌うところとなつている実 わば外務省切つてのカナダ通であり、 能勢総領事は、 オタワ在勤になる以前から、 カナダ官憲の信望もあつかつた。のみならず、領事として有能で仕事熱心であるのは(スス) カナダには、ヴァンクーバー、 オタワ総領事としての任務についたわけである。 モントリオール在勤当時、 沿海地方スキーナ河方面に定時出張方を稟申して モントリオールなどに足かけ九年在勤し、い 日英同盟成立の余沢の いわば、 当時カナ

抑えられるものではないということを考え合せると、この日本移民問題の解決は、日本政府が自主的に移民を制限する以外 験大であろうと小村外相に申進している。しかし、この問題は日英同盟という背景を以てしても、 列のため渡英するに際し、 対の口実にしている有様であつたのである。それ故に、当時総領事代理たりし能勢氏は、 斥問題は、カナダ朝野に根強いものがあつたので、政府当局としては英国チェムバレン植民相の勧告を唯一の日本人排斥反 はないという方針については、 いうまでもなく日英同盟が成立した以上カナダ政府首脳は、日本人に対する好意を十分もちながらも、 チェ ムバレン氏をして日本移民問題に関しゅ首相に説かしめるよう林駐英公使が取計らえれば効 当時すでに本省の中でも黙認されていたと見て差支えない。 ローリエ首相が英国王戴冠式に参 B・C・州の排日気運は 由来日清両移民排

のような状況の下において、明治三七年二月、能勢氏はオタワに赴いてB・C・州制定の東洋人排斥法案の不認可につ

発表するよう要請しているのである。 不認可の唯一の口実として不認可を実行して来たのに、先年来英国植民大臣から何の訓示もないためカナダ政府としては、全 議に基きカナダ政府に日本国民の体面を傷けるような法律を制定しないように訓令を出し、 府が該法案に対し頗る冷淡になつたことがあるとしている。 証金五○○万弗を無理に調達納付せしめたことがB・C・州労働派から衝かれて信用を失墜したことに加えて、 煮え切らない理由には、 していることである。この交渉に際して、同総領事の観取したところによると、(%) カ ナダ中央政府との交渉に当つて居り、 B・C・州が反対党支配下になり、 ただここに注意すべきことは、余りに厳重に抗議することについて能勢総領事は危惧 総督、 総理大臣、 さらに政府がグランド・トランク・太平洋鉄道会社に鉄道建設保 それは、 大蔵、 かつてチェムバレン英国植民大臣が在英日本大使の抗 司法、 農務の諸大臣に面談し、 カナダ中央政府がその不認可につい カナダ政府もまたこれを該法案 同法不認可を速か 近来英国 .て仲

く自らの責任で不認可に踏み切らねばならなくなり、その結果として、B・C・州の反撃を招くのを苦慮したからであつた。

生ずるので、 理由を以て、 対する抗議を外務本省は可とせず、 斥法不認可の決心を固めさせるように英国当局者と話合いを進める方針をとつたのである。それと共に、 (※) 意見を尊重して、 しては、 なすと同時に、 В С 能勢総領事の穏健な行き方を採り、 強硬姿勢の森川領事との間に疎隔するところが出来たのではないかと思われる。 今後抗議は出来るだけ穏当な言葉遣いを用いるようにという訓令が与えられたのである。(8) かかる外交事務に関する事項は一切東京もしくはロンドンの外交機関を経由するよう英国政府は主張している 小村外務大臣宛にもこれに関して詳細な報告を送つたのである。(②) 州を直轄下にもつ森川季四郎領事は、直ちにこのコロンビア州新移民法について州当局に積極的な抗議を 日英両国の親交に基づき、 それは領事としての権限を越えたものとし、 森川領事の直接抗議方式を斥けた形となるのであつて、それはまた穏健な能勢 英国政府を通じて時々カナダ政庁に注意を与えて、 直接殖民地政庁に交渉することには苦情が 然るに、この森川領事のB・C・ 事実、 これを背景として東洋人排 外務省は、 ここに、 能勢総領事は本省 能勢総領 外務本省と

事情を述べつつ、 接ヲ重ネ談笑ノ間ニ より森川領事宛と同様趣旨の訓令を受けるが、(30) 平素の交際により目的を達する方針をとるのを可とする旨申進している。 其利害曲直ヲ説示シ彼ノ再考ヲ求ムルノ手段ヲ採リ以テ今日マデ辛フシテ該法案ノ成立ヲ免カレ来」 逆に小村外相宛に、 単なる抗議書提出よりも、 「首相初 メ内閣員政客等ニ 面

励行シツツアレバ今日ノ場合加奈陀ニ於テ実際ノ需要ナキ以上ハ日本ヨリ一時ニ多数ノ移民ノ渡来シ来ルヘキ虞レナク」、 需要がないことを知る能勢総領事は、 から限りない本邦移民を容れる余地がなく、 IJ ·シニ猶ホ千人以上一時ニ渡来シ今後モ際限ナク転航シ来ル」有様であつた。(32) 現実の事態は、 日本移民の渡来が激増し、ハワイからの転航者数「本年二月ヨリ七月上旬ニ至ルマデ既ニ千人ナ カナダ首相に会見して「日本政府カ直接加奈陀行日本移民ニ対スル またグランド・トランク・太平洋鉄道会社の新設工事着手見込がないため労働者 元来カナダは米国と異り、 制限 気候、 ハ依然トシテ 土地

府ニ信頼シ相当ノ処分ニ一任ス」る旨答えたのである。 (33) 措置を考えていると陳弁したのである。 ワイよりの

渡来者を自分が

奨励しないだけでなく、 進んで日本移民の多数を歓迎すべき時機の到来すべきことを熱望してやまないが未だその機に達しない この総領事の意見に首相は同意して、 ハワイ転航者について「ホノルル」及「ヴァンクーバー」 のみならず、 会談約一時間の長きにわたり、 本件に関しては 「加奈陀政府 首相は一点の疑を挾む ハ飽迄 領事も制限 の 日 は遺憾 [本政

態度を示したのである。 加奈陀トモ亦同一ノ関係ヲ有スレバ自カラ他東洋移民ト別種ノ待遇ヲ与ヘザルベカラザル 国間ニ存在スル所 ノ極適々首相ノ政策ト相背戻スルニ至ルハ不得已儀ニシテ貴国ノ政界ニモ亦之レト同一ノ苦境アルヘシ」などと頗る協調的 「政友中無責任ノ輩ハ首相ノ真意ヲ深ク洞察セズ唯々労働者ノ歓心ヲ博セ ン ノ通商条約ニ拠テ日本人ノ権利ヲ尊重セザルベカラズ又移民問題ニ対シテハ日本ハ英本国 この会談の翌日、 政府は、 オタワ、 モ ントリ オー ル ŀ p ントなどの新聞社説に コト」 ガ為メ日本移民問題ヲ濫用 を縷述せしめ、 加奈陀 ノ同 盟 日 国ニシテ 日 本政府 加 ス

ノ代表者ノ説ニ

拠レバ日本ヨリ直接加奈陀ニ渡来スルモ

ノニ対スル日本政府

ノ制限ハ依然実行サレツツアリテ日本移民

ハ渡

両

枚ヲ出デズト云フ」云々という記事を掲載させたのである。 航ニ先ダチ其政府ヨリ旅券ヲ得ザルベカラズ而シテ其旅券ノ発行数ハ臨時ノ需要ヲ除ク外ハ各府県ニ配当シーケ年約五六百

をかかげて行進し、 ける日韓人排斥の暴動が激発し、 大臣に打つているところからも窺われるのである。 解決ノ一手段トシテ速ニグランド・トランク・太平洋鉄道ニ日本移民使用ヲ許可スヘキ旨迫リ置キタリ」という電報を林外務 思われた。それは、 のデモには無慮三千余名の老若男女が参加し、 投石などによる被害は米貨一万弗以上の巨額に及んだのである。(ダ) のあたりまでは、 「従来日本政府カ加奈陀行移民ニ対シ執リ来リタル政策ニ全然満足ヲ表スヘキ旨ヲ言明シ 公会堂では牧師二名を交えての排斥演説を行つた後、 九月七日カナダ首相と面談した際、 能勢総領事の活動はその方針に沿つて着々実を結び、 九月七日夜から八日、九日と四回にわたる示威運動が行われたのである。(36) 楽隊を先頭にして「白人のカナダ」、「日本人ヲ放逐セヨ」などのプラカ しかるに、 首相がB・C・州における日本移民排斥行動を 「ヂスアップル 皮肉なことにこの電報が打たれた直後、 九時から五、 カナダ移民問題も漸く好転の曙光を見せたか 六百名の暴民は日本人 タ リ小官ハ進ンテ本問題 ヴ 7 殊に九月七日夜 ンクーバ 町 を荒らし I バード ĸ 1

関し たまたま当時石井通商局長は、 損害賠償要求其他を兼ねオタヮに於て政府首脳と会見することになつたのである. カナダに派遣されてヴァンクーバーに滞在中、 これに際会し、 このヴァンクーバ 一暴動

つた。 ては、 じめて、 この応待は恐らく石井 漸くフィ 石井局長に対して損害賠償について何の申出もなかつたのみならず、 それはカナダ 能勢総領事はローリエ首相に対し予めB・C・州事件について申入をしておいたのに拘らず、第一回会談にお ッシャ 启 政府は総督の名においてオフィシャ ー農相が日本政府に対し該事件を遺憾とするのカナダ政府よりの通牒は発送済なりやと問 長の心証をわるくしたのではなかつたかと思われ、 ルに日本政府に遺憾の意を表する旨石井局長に答えたのである。 第二回会見においても首相よりその それがひいては能勢総領事の事前配慮が足りな 表明がな て、

ナタ本邦移民制限史の一

断面

Ł 朝一夕で改善しうるものではないから、 に対して真向から反対し、 の損害賠償などにとどまらず、 か ったものととられたとしても致し方ないであろう。 石井局長は 必ずしも順調に運んだとは思われない。 首相と感情的な不和すら招くことになつたからである。 本来の出張目的たる日本移民問題に及んだのは当然である。しかし、 この際日本政府は従前の通り旅券発給の数を最少数に減少されたいとの申出がある 何故ならば、 九月一六日の首相との第一回会談では、 石井局長が日英同盟を背後において、 すなわち、 首相が その討議内容が単に暴動 これに関する首相 カ 人種上の感情 ナダ 0) 移民制 は到底 限要求 との 事件

所」 (39) ルハ日本国民ノ甘諾シ能 右条約ニ加入セリト 右加入ニヨリ従来 \宗陀政府ハ条約ノ明文上之ヲ要求スベキ権能ヲ有セズ抑々当初加宗陀政府ヨリ日英通商条約加入ノ申込アリタル 『プリティッシュ・コロムビヤ』州ガ制定セル排斥案ヲ永遠ニ停止セントスルノ精神ニ外ナラズト信ジ就中加奈陀ガ テ日本ハ通商上何等獲ル所アルナク唯々其利益スル所ハ移民渡航ノ一事アルノミナレバ絶対的移民 ハザ ル所ニシテ恰モ加奈陀政府ガ輿論ニ顧ミル 所アルト ・同様日本政府モ亦国民ノ意向ニ反対スル トキ ノ渡航ヲ中止ス コ 加 奈陀 Ի 能 ハザ 政 府

であると主張したのである。

これに対し首相

は

カナダが日英通商条約に加入当時より日本移民は従来通り制限されるものと了解して居り、

この点

社鉱山などその所要に応じ移民の渡航を 許可したので、 日本総領事からも同様の解釈を得ていたとして、 実にこれを守ることを希望したのに本春以来俄然移民が増加したのは了解に苦しむと述べた処、 を欠き毎県何名という規定はなくとも、先年来概ね年五、六百名を出なかつたというものであつた。首相は、 能勢総領事に尋ねることになるのであるが、このとき総領事の返答は 「条約ノ明文上素ヨリ ,加奈陀政府ニ於テ故障アルベ 石井局 長 は キ筈ニ 本春来鉄 日 :本政府が 非ズト思 道会 明 誠

考ス米国ニテ日本移民ヲ制限セルハ条約上ノ明文アリテ已ムヲ得ザルニ出ヅ」と答えたため首相は大に失望と激昻の色を見

移民問題について、 州選出の代議士は政府党を脱するというつきあげをかけていたので、カナダ政府は石井会談にあきたらず、九月二三日には 非常な速度でカナダに侵入して来ていたのであり、さらに中央政府が対日移民制限に遅々たる態度であるならば、 と答えたので、首相も農相も局長の答弁に対し十分満足すると言明したのであつた。しかしながら米国側の日本人排斥熱は とを希望し、 説をもち出さず、ただ目下B・C・州における政況に顧み、日本政府はそのカナダ行移民数を出来るだけ少数に減少するこ の現状に鑑み、 もまた国情を顧みねばならず、カナダ新聞の伝えるような小人数に減少することは困難であるが、わが外務大臣は、カナダ の誤解をとくことに努めた後、 せたのである。 フィッシャー農相もたとえ数週間の短期間でも減少すれば好都合であると述べたのである。 翌一七日には、 旅券発給の方法で適宜の方法をとり、条約の明文に牴触しない限り両締約国の便宜をはかるように努力する カナダ政府が我が国に交渉委員を送るという事態になつてきたのである。 (42) 一八日再び首相と会見することになつた。今回は、首相も前のように一ヵ年五、 総領事の斡旋で局長は最初から本件につき関係深いフィッシャー農相と会見し、 石井局長は、 首相との間 六百名制限 В С 日本

ヲ和ケムトノ趣意ニ外ナラス」という答弁をしたのである。 対党首領も日本移民問題解決は条約終了にありと唱えている状態であるから、 接商議に入るわけではないので、いまや労働組合が日本人渡航制限に先立ち速に条約終了断行の請願をなす状況であり、反 日本に送られるという一面もあつたことは注意さるべきであろう。 には、「他ニ方法ナキヲ以テ東洋移民問題ヲ根底ヨリ調査ス ル ノ名儀ノ下ニ委員ヲ日本清国及印度ニ派遣シ暫ク反対派気焰 カナダ側に中止方説得に向うのであるが、これに対してスコット国務長官は、石井局長の言明に満足せずして日本政府と直 の動きを知つた外務省は、 直ちにカナダ政府の委員特派中止方を訓電して来るのである。 ここにカナダの内政事情の影響を受けて、移民制限交渉使節が 政府は明年挙行される総選挙に対処するため この訓令に従い能勢総領事は

五四

五 能勢総領事の召還

摘されたのは、 がなし、それをカナダ首相は日英条約後も有効と考えて居り、それにも拘らず近時日本政府がこの協定に副 送つているのである。それによると、一年五、六百人以上の移民を渡航させないという協定を先年清水ヴァンクーバー に余りありとしながら、 このカナダ政府からの特派使節来朝が決るや、 能勢総領事の態度が頗る曖昧であつたからであるとして、 しかもかかる事態になつたのは、 石井局長は珍田外務次官に私信を送り、 能勢総領事がカナダ当局との交渉に際し不行届があつたことを申 能勢総領事の責任を問題としているのである。(ほ) カナダ政府の苦しい立場は察する わないことを指

石井局長は、この件についての次の三点を明らかにしたわけである。

領事及ビ地方官憲ノ間ニーノ協定アリタリトスルモ同一ノ問題ニ就キ事後ニ於テ一ノ条約ノ締結ヲ見タル事実ノ当然ノ結果トシテ所

(1)

謂協定ハ消滅ニ帰シタルモノナリ

- (2) 加入条約ノ主タル目的 (少クモ日本政府ニ取リ)ハ移民排斥法ノ発布ヲ予防シ日本臣民活動ノ範囲ヲ拡ムルニ在リタリ
- (3)加州ニ於テモ British Colombia 案ヲ Veto スルニハ一ノ条約ヲ締結シ其条約ヲ楯トスルニ如カズトノ論ガ少クモ誘因ノ一タリシト承
- トノ三理由ヲ開陳シ、 |附スベキ条約ハ一切謝絶スト断言セラレタルコトモ記憶セルヲ以テ猶農務大臣ノ出席ヲ求メ同席ニ於テ談合ノ上前顕協定ナルモノハ当 猶当年農務大臣 M. Fisher 氏ガ来朝シテ小村外相ト会見ノ際外相ヨリ英領地ノ加入条約ハ歓迎スペキモ 移 民制限
- (但シ総理ハ加入条約ノ結果トシテ自然協定ハ消滅ニ帰シタリトノ通知ヲ能勢氏ヨリ得ザリシハ今回誤解ヲ来セル原因ノ一ナリト言ヘリ) (傍点

然消滅セルモノト思考スベキ旨ニ一決セリ

依テ今日ノ所ハ前来ノ協定ハ加入条約ノ当時ニ溯リ無効ニ帰シタルコト彼我ノ間ニー決セラレ彼政府ハ日本政府ノ裁量ニーニ信頼スル 外移民制限ニ関シ何等措置ヲ採ルノ余地ナキコトモ明瞭ニナリ居レリ

因は、 政府に保障を与えたことが原因になつているということがはつきりとりあげられている。(4) 民制限に関する 電報を以て能勢総領事は帰朝を命ぜられ、 能勢ノ態度頗ル曖昧ニシテ云々」という非難すらなされているのである。この局長からの申進があつてか、 にとつて不利なものであることは明らかであるが、その優劣はさておき、 る「ルミュー て、この移民制限問題は、 ら小村駐英大使宛の電文の中にも明記され、 トしたことが明らかにされ、 ここに見られるように、 石井局長のカナダにおける接衝が不首尾に終つたことにもあるのに、それは問題とされず、その責めは一切能勢総領 協約」 「ルミュ の成立を見ることになるのである。 ー協約」 具体的にとりきめられることになるのであるが、それは一ケ年の渡航者数四百以下というい 石井局長の珍田次官宛私信には、 それがこの確執を招いたということにされているのである。このことについて、 の締結交渉に関する記録においても、 その後朝鮮統監府に出向せしめられることになるのである。 かかる事態になつたのは全く能勢総領事がカナダ移民渡航制限に関してカナダ その内容が、 全く能勢総領事の不手際ないし失策を指摘し、「此事 従前の能勢総領事時代の非公式なとりきめよりも日 能勢総領事がカナダ当局に対し移民制限方をコミッ なぜかかる不利な協定が結ばれるに至つたかの原 結局ルミュー特使の来 しかも、 一二月一七日附 林外務大臣 三関 カナダ移 K よっ わゆ ス ル 本

カュ

「ルミュ Ļ 外交接衝よろしきを得たからであつたといえる。それ故に、 とも四百名以上渡航することの可能性を残していたわけである。それは、 C・州当局の排日傾向を抑える形勢であつたのである。したがつて交渉如何によつては移民数の制限も融 すでに述べた如く、 日本政府が能勢総領事に不信の態度を示した以上、 協約」 の如き明文化された制約はなかつたのである。 カナダにおける能勢総領事の交渉によつて、 能勢ル 結果論的には、 ートを中止して、 しかるに、 カナダ政府側は日本に対して好意的であり、 石井局長の直接交渉は、 能勢総領事がカナダ中央政府の要人の信頼を得て 能勢方式を続けて行けば、 日本外務省と直接とりきめの方途をえらん カ ナダ当局を却つて刺戟 少くとも差当つて 通が 利 いて、

事に帰されているのである

ナダ本邦移民制限史の一断面

(五六)

だわけである。この意味においては、石井通商局長のカナダ派遣の方を問題とすべきであるのであり、裏返せば能勢総領事 の行き方のみを非とすることが出来ないであろう。

て忘れ去られて行つた人材は少くないのではなかろうか。 とは夢々思わなかつたにちがいない。しかもその責任を負つて帰朝を命ぜられたときの心中は察するに余り ある と思 われ る。能勢総領事としては、むしろ日本移民問題のために尽力した功績を買われて然るべきであつて、その失策を追求される(4) 結ばれることとなると、 つて今もその功業が記憶されているのに、能勢総領事の方は、朝鮮統監府に転出させられ、そこで客死するという運命とな しかしながら、能勢総領事の自主的移民制限の方針を外務本省は諒承していたのに拘らず、終局的に「ルミュー協約」 その領事としての数々の功績は忘却の中に葬り去られていることになつたのである。このように日本外交の捨石になつ(46) いまその功罪をあげつらうわけではないが、ただ当時の石井菊次郎局長は、後に外相にまでなり日本外交界の長老とな 本省側では従来の経緯は顧みることなく、一方的に能勢総領事の責任を問うことになったので が

六むす

び

カナダ移民渡航制限及び排斥の問題は、

米国のそれに較べて遙かに注意を惹かれること少く、米国における排日問題の反

どを見れば、 増しカナダ労働者の恐慌をひき起した結果、 射或は延長であるとされているのである。 もつのみならず、 の追随外交ないし事大主義的傾向と、 米国に後続するものとして扱われてよいであろう。しかし、 日本外交の蔭の一面を露呈したという側面をもつているのである。 内における主流派ないしエリート外交官とそうでない領事官との相違が表出したと 事実一九○七年米国移民法改正の結果として本邦移民のカナダに渡航する者が激 カナダ政府が我が国にルミュー労相を特派し、「ルミュー協約」が成立した点な カナダ移民制限の問題は、米国とは異つた性格を それは、 日本外交の外に向つての英米

いう問題を含んでいるのである。

実 発の挙に出たといえまいか。日英同盟を笠に着ての強硬姿勢は、 代には未だ真の独立国ではなかつたから、 5 の威光を背後にして、 の傘下に立つていたことは、 偏見に基く排日国であつた点は、 にあつたことから由来するカナダに対する外交姿勢がとりあげられるであろう。 したかに見えて、 それを拒んで、 ことが出来まい まず外に向つての 米国が日本移民の制限をなしたのは条約上の明文があるが、カナダにはそれがないという反論の仕方は、 石井通商局長のローリエ首相に対する応待は、 わざわざルミュー特使を日本に送つて、 か。 カナダ側にしてみればやるせない痛憤を感じたことであろう。 その直後において 側面についていうならば、 それがカナダ朝野の対日強硬論を促進し、日本外務省の中枢にある石井局長との間でまとめられるのに 英国からカナダに圧力をかけさせて移民制限を制止させようとしたことに見られるところである。 わが国のカナダに対する態度を特殊なものにしたわけである。 米国と同様であるが、 「ルミュー協約」という却つて不利な条件を日本が甘受しなければならなかつたという 英国の属国としての地位をまざまざと見せつけられ、 カナダが明治時代未だ英帝国の自治領であり、その本国と我が国が同盟関係 カナダ首相を して激昻憤懣せしめたのはそのあらわれであるといえよ 従前の自主的制限数以下の不利な移民制限を協約せしめるという反 米国が強大国であつたのにひきかえ、 一たんは石井局長がカナダにおいて自己主張を通して成功 カナダは今日でこそ一流国であるが、 カナダは白人中心の植民地であつて人種的 例えば、 カナダが未熟な後進国で英国 自尊心を傷けられたと見る それは一方に日英同盟 法理論的には 明治時

なつていたという側面が見られることである。 次に問題とせらるべきことは、 その業績の数々は無視することが出来ないものがあつたのに拘らず、 在外領事の活動が外務本省の幹部から制約を受け、 すでに述べた如く、 能勢総領事は外務省語学生徒からたたき上げたベテラン 最後にはオタワから召喚せられ その功罪は本省側の左右するところと

逆効果を招いたのは、

故なしとしないのである。

落ちがなかつたとはいえないであろう。しかしながら、移民制限を日本側で自主規制することは、小村外務大臣の在モント 「領事トシテ外交事務ノ範囲ニ立入リ直接殖民地政庁ニ交渉スル儀ニ関」する訓令を受け、その線に沿つて穏健なアプ は、後に至つてその失策の故を以て帰還命令を受けるのである。いわば、能勢総領事は、すでに明治三七年小 村 とであると思われる。それにも拘らず、この自主規制を実行に移して日加関係を良好にするに与つて力あつ た能 勢総 領 事 リオール総領事宛電訓において諒承されているところであつたから、この方針に基いて行動したことは許されて然るべきこ チを心得て本省側の賛同を得ていたことでもあり、総領事の措置によつて悪い結果を招いたとは思われない。むしろカナダ オタワ総領事として移民制限問題を扱うことについて、カナダ要路者と深入りしたことは認められるし、手 一に石井局長の申進により領事として権限以上のコミットメントをしたことが原因であることは疑いな 外 相 р I より

あげた以外にさまざまな特殊性をかかえているけれども、ここでは移民制限問題について、能勢総領事の事績を追跡するこ しかし、 られなかつたからにほかならない。そこには、外交官と領事官との職掌上のちがいから来る権限の問題もあると思われるが、 るという悲劇的運命を背負つたという事実をとりあげたのは、過去における傍系の外交官の宿命ということを考えずには居 ここに異国にあつて、或は朝鮮に或はカナダに在留邦人、移民問題に献身した領事が、その過去の功業はなべて抹殺され この外交の機能上両者の協力が必要であることはいまや自明のこととなつている。 カナダ移民問題は、 ここにとり

当局側の信用を博していたのが却つて禍いしたとさえいえるのである。

1 て、中小国の研究が遅れているので、この意味でも中級国家の典型的存在であるカナダをとりあげてみたいと考えていたからである。 英連邦の一員であるから、英国の研究の蔭にかくれたためか、または巨大な隣邦米国におされてか、 本稿執筆の動機には二つある。 第一には、 筆者が国際政治外交史研究の立場から、つねづね大国の研究は、 いわば英米両国の研究の中間に挾まれて互 わが国でも進んでいるのに反し とに焦点をあて、

それを通じて日本外交省察の一資とした次第である。

ダの本は地誌的のもの以外には非常に少いのには驚くほかなかつた。ところが、外務省の大日本外交文書を繙いて意外であつたのは、 年のほか殆んどない状態である。一般にカナダ関係の書物も英米のそれに比べてまことに少いのが現実である。慶應義塾図書館においてもカナ から大正年代にかけて加奈陀移民関係の記録が予想以上に豊富で、その本邦移民渡航制限の部分は、米国、布哇、 に譲り合われた盲点であつた傾きがある。現に、外務省の機構でも、 そのアメリカ局には米国関係資料の尨大であるのに比して、カナダ関係のものは、外務省アメリカ局北米課「在加公館管内概況」 詳細であつたことである。これをフォローしてみて、その中には従来殆んど看過されていた問題があるのを発見したので、それに関連した カナダは欧亜局英連邦課の管下になく、アメリカ局北米課 の 管 濠州、 南米関係のものに劣ら F にあ

Division, Dominion Bureau of Statistics, Ottawa, 1967 を見たところ、日本に関する記事が欠落しているのは驚くほかなかつた。 る百年史を手にする機会があり、その原書、CANADA One Hundred 1867—1967,Prepared in the Canada Year Book:Handbook and Library たまたま、カナダは、先年建国一〇〇年を迎えて、カナダ関係の書物が出されたのであるが、その代表的なものとして、 中国人のところは、はつきり出ているけれども、日本人の方は全く軽視されて居り、最近の日本企業の進出貢献についてもふれると カナダ政府出

加関係の研究を通じて、

日本外交の一断面に照明をあててみたわけである。

みたのである などがあつたので、 その保管せられていた資料の中に、 害苦難の歴史は決して忘却せらるべきものではないと思う。これについては、元塾長の林毅陸先生が、大正中期外務省参事官であられたため、 **う事実を無視することができないのである。移民間題にしても、今でこそカナダで日本人が大手を振つて歩いているが、** ころが極めて少いのを発見したのである。しかし、少くも太平洋岸のB・C・州に対する日本の経済的関与貢献は今日では英国よりも多いとい これを見ることによつて、 大正十年九月一日欧米局の出した太平洋問題研究資料「加奈陀ニ於ケル日本人ノ権利及自由 カナダ本邦移民の問題について手がかりを得たのである。その放置してあつたのを今回まとめて 戦前カナダで受けた泊

of the National Japanese Canadian Citizens Association, 1958 なども同氏のお蔭でリコピーを見ることが出来, History of The Japanese Canadians in British Columbia 1877—1958 Hen-Adachi. Written Under the Auspices of The History Committee れてこれを読む機会があつたことは大きな刺戟であつたといわねばならない。入江氏のもののみならず、 第二には、 わざわざカナダまで資料とり寄せについて連絡の労をとられた。それによつて本稿を書く意欲がそそられたのである とりわけ、 カナダに関する関心を大いに増したのである。ここに押本氏の御厚意に対して深謝する次第である。 本稿を書く直接の契機となつたのは、 種々貴重な資料を提供された住友金属鉱山株式会社前ヴァンクーバー出張所長丸尾羲之氏にも感謝の意を表したいと思う。 入江寅次著「邦人海外発展史」、 ならびに 同氏の明治初期の在外日本人史(未出版) 海外移住事業団の調査室長押本直正氏から、 カナダ移民に関する資料を 提供されたからで などの 貴重な文献を押本氏から貸与さ カナダ移民関係の書物、 カナダ新聞の切抜も見せて頂 なおカナダに関する最近の知

け加えておきたいことがある。 それは、 このカナダ本邦移民に関する研究を少くとも手がけた学者が私より 先にあるというこ

五九

ト領事たりし、中近東アフリカ局参事官小室和秀氏、アメリカ局参事官大河原良雄氏は、カナダ関係資料を提供せられた。協力せられた以上の ければならない。外務省の百年史室栗原健氏、 ら、北米への移民問題を調べていたのである。未だ面接の機会がないが、日本人以外でこの問題をとりあげた篤学の士があることをつけ加えな た。それは誰であるかを尋ねたところ、オーストラリア国立大学の Sisson 氏であることが判つた。シソン氏は日本人の濠州への 移民 問題 か 務省の外交文書室で日本外交文書第四○巻第三冊明治四○年の分を開いてみていたところ、克明に鉛筆でアンダーラインがしてあるのを発見し この問題について私が執筆しはじめたときは、資料はあつてもこれを研究対象にした人はないと思つていたのであるが、たまたま外 海野芳郎氏は、 度々御親切に外務省の資料閲覧の機会を与えられた。 また、 外務省の前トロン

2 たので、その用意のない者はカナダで働いてこれを作ることもできたし、特に米国沿岸北部地方は加州などに比し労働者に就業の機会が多かつ たのである。入江寅次著明治初期の在外日本人史五四二頁。 またハワイより米国本土へ転航出来なくなつたためハワイの日本人労働者はカナダに転航して来る傾向があつたのである。 カナダ渡航者の中には、由来これを足場として米国に入る目的で来る者が少くなかつた。米国の諸港に上陸するには二○弗の見せ金も要つ 日本外交文書、第

方々の御厚意に深謝する次第である。

明治三六年一二月一九日 在晩香坡 森川領事ョリ小村外務大臣宛 公第九四号(明治三七年一月一三日接受)

四〇巻第三冊一六一頁。

ルニ於ケル労働者周旋人ノ偽計ニ依り同地ヨリ当州へ渡来スル本邦移民続々有之候ニ付」云々とある。 ホノルルヨリ「ブリティシュ・コロンピア」へ渡来ノ本邦移民ニ関スル件、 その附属書在ホノルル帝国総領事宛公信写によれば、「近来ホノ

3 交とも英国に従属することのない英連邦を形成して完全な主権国家となつたのは一九二六年であつた。日本と公使を交換したのは、 明治四〇年四月八日、在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛布哇ヨリ加奈陀ニ転航シ来ル本邦移民ニ関スル件 カナダは一八六七年英領北アメリカ法により、カナダ自治領の名の下に、オタワを首府とするカナダ連邦として成立したが、それが内政外 米仏に次い

4 CANADA One Hundred 1867-1967, Prepared in the Canada Year Book: Handbook and Library Division, Dominion Bureau of Statistics,

で一九二九年である。

- 5 たが、三三年一月から六月半ばまでに七、七四九人の日本人がヴィクトリアに上陸している。入江寅次著前掲五三五頁、殖民協会報告明治二七 昭和二二年七月の在ヴァンクーバー杉村領事の報告によれば、 同地及びヴィクトリアの両市を通じ在留邦人は僅か五、
- 6 猗の道なしとまでいわれている。前掲邦人海外発展史上巻三二二頁。 明治二七年清水ヴァンクーバー領事代理の報告によれば、B·C·州在留邦人の窮境は下等の支那人にも劣るものあり日本人の声誉を損し数

- (7) CANADA One Hundred 1867—1967, ibid., p. 190—194
- 晩香坡ニ於テ日韓人排斥同盟会ノ示威運動及被害ノ件(8) 九月八日 在晩香坡 石井通商局長ヨリ林外務大臣宛(電報)

中に斬り入り大に暴民を恐怖させたので日本人の武装及決心は市内に伝わり清国人もこれに倣つて自衛処置を講ずるに至つたといわれる。(大 損害は一万数千万ドルにも上つたのである。ただ在留清国人は、 暴行を逞しくしたが、在留日本人は、 日本人及支那人の商店に対し五、六十名にての襲撃があり、瓦石を投げられ邦人商店は皆窓を破壊せられたが、第二回は五、六百名に及び、 警官の無能頼みとするに足らざるを見て、非常に激発し、第四回の襲来には凶器を携えて警戒し暴徒の群 白人の暴行が始まるや戸を閉じ屋内に潜んだので、白人暴行者は欲するままに

- 9 :本外交文書、第四○巻第三冊、一七八頁、一八三頁) へネー農会史、昭和三八年カナダ・オンタリオ州、ビームスビル・ヘネー農会史編輯委員会、 四七頁。
- 10 外務省欧米局、太平洋問題研究資料第十五「加奈陀ニ於ケル日本人ノ権利及自由ニ対スル制限」(大正一〇年九月一日)一頁、
- (11) 前掲へネー農会史一八頁。
- (12) 東良三著「カナダという国」昭和三〇年七〇頁。
- (1) 外務省通商局第三課、加州問題ニ関スル日米交渉顧末(大正九年一○月)一頁。
- (4) 外務省前掲「加奈陀ニ於ケル日本人ノ権利及自由ニ対スル制限」八頁。

CANADA One Hundred 1867—1967, ibid., p. 190—194.

- 来シ為ニ各事業家ハ之レカ補充ニ苦心致居候儀ハ閣下ニ於テ御諒察セラル、所ニ可有之ト奉存候(中略)その需要ハ左ノ通ニ有之候 ル鉄道、鉱山業、其他ノ事業教与スルニ従ヒ英米資本家ノ此等事業ニ投資スル額非常ニ増加シタルモ其事業拡張ニ伴フテ要スル労働者ノ欠乏ヲ ル請願書」によれば、「英領哥倫比亜州へ加奈陀ニ於ケル太平洋沿岸唯一ノ地ニシテ東洋トノ通商貿易ノ咽喉タル関門ニ有之客年来当州内ニ於ケ 郎領事ヨリ、林外務大臣宛(二月一六日)「日本労働者請負業日加用達会社ニ関スル件」の附属書にある「本邦移民ノ輸送及供給認許方ニ関ス ランク・パシフィック」鉄道会社ノ木邦工夫雇用計画及加奈陀政府ノ意向ニ関スル件 日本外交文書第四〇巻第三冊一、二頁、事項四一、加奈陀移民雑纂、二月一二日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛「グランド・ト 機密第二号 (三月六日接受) なお、 在晚香坡森川季四
- 、グランド・トランク・パシフィック鉄道会社ハ鉄道布設及開拓ノ為メ三ケ年以内ニ本邦労働者五千名 加奈陀太平洋鉄道会社ハ本邦労働者千名ヲ要ス ノ供給ヲ要ス
- 「ウェリントン」及「ユニオン炭鉱会社ハ本邦坑夫五百名及大工其他五○名ヲ要ス」(以下略)とある
- 18 17 四月八日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 「ブリティッシュ・コロンビア」州議会ニ於テ移民排斥法案提出ノ件 明治四○年四月一三日在晚香坡森川領事ヨリ林外務大臣宛 『ブリティッシュ・コロムピア」州移民制限法案当州議会ニ提出ノ件 機密第四号 公第二一号

カナダ本邦移民制限史の一断面

密第五号、五月一七日接受、日本外交文書第四〇巻第三冊一七一頁。 四月一九日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛「ブリティッシュ・コロンピア」州ニ於ケル移民排斥法案提出ノ由来ニ付具申ノ件機

同右一七二頁

(2))この能勢総領事は、明治六年外務省語学生徒となり、八年に英国測量船シルビア号に通弁として乗組み、九年には外務省十四等出仕、 するに当つては、左記の如く、居留民団と商工会議所の両方より感謝状が寄せられていることからも、領事として頗る有能で人望ある人物であ 局勤務となり、一〇年から一四年まで米国サンフランシスコ領事館に在勤した。後一九年領事書記生となり、 は、その収納願と受領許可願とを出していることからも知られる。いまここにその稟申書と共に、感謝状の写を記し、同領事の人となりを知る つたことが判明するであろう。のみならず、その人物が清廉潔白であつたことは、釜山商工会議所より記念品虎皮一張を贈与さ れる につ いて の転勤に当つては在留邦人一同より青木外務大臣宛留任要請の電報が寄せられ、内地業者よりも感謝状を贈られているし、また釜山領事を離任 した。同領事が仕事に熱心で優秀な人物であつたことは、その本省宛の報告の一端にも見られるところであるが、それはシカゴ領事時代も、そ 部地方を兼轄した。三二年五月釜山在勤の領事となり、三四年六月モントリオール在勤を命ぜられ三六年三月には総領事となつてオタワに在勤 五年副領事として仁川に勤務した。その後二七年にはヴァンクーパー在勤を命ぜられ、三○年には一等領事として、シカゴに在勤し、カナダ東 朝鮮釜山、清国芝罘に在勤し、二

実業者寄贈品収納ニ付御願

証左としたい。

全盃壱具寄贈相成候二付右収納御許可相成候様致度別紙相添此段奉願候 小官餞加奈太並ニ米国シカゴ市在勤中我勤中我製茶業者ノ為メ尽力セリトノ趣ヲ以テ茶業組合中央会議長大谷嘉兵衞ヨリ別紙写之通感謝状相添 明治三十二年九月廿七日 敬具

滞京中

領事 能勢辰五郎回

外務大臣 青木周蔵殿

韓国居留民ノ寄贈ニカ、ル金製コップ受領許可願

方御許可相成度此段御願上候也 小官儀釜山在勤中別紙感謝状写之通リ公益ノ為メ熱誠尽力セリトノ廉ヲ以テ同地居留民代表者ノ名ヲ以テ金製コップ壱対寄贈相成候ニ付右受領 明治三十五年四月十八日

領事 能勢辰五郎印

外務大臣 男爵 小村寿太郎殿

ト雖モ官命亦動シ難シ故ニ其功徳ヲ追慕シ永久ニ伝フルノ誠意ヲ以テ我港居留民ノ代表機関ハ紀念ノ徽意ヲ表スル為メ謹テ金製コップ壱対ヲ贈 スルモノ畢竟閣下ノ指導其宜シキヲ得公益ノ為メ熱成尽瘁セラレタルノ結果ニ外ナラサルナリ閣下此地ヲ去ル惜別ノ情言フニ忍ヒサルモノアリ 役所小学校ノ新築等其工ヲ起シ内ハ為政機関ノ改正ヨリ外ハ貿易事業ノ振作ニ至ルマテ着々其面目ヲ改メ居留地万般ノ設備将ニ其大成ヲ告ント 永久ニ伝へ当港ノ盛運ト共ニ隆々タルモノアリ初メ就任セラル、ヤ居留地諸般ノ設備未タ其緒ニ就カサルモノ多々ナリシニ爾来水道敷設居留地 領事能勢辰五郎閣下 閣下ハ明治三十二年十月此地ニ赴任セラレテ今ヤ栄転別ヲ告ケントス惟フニ閣下在任久シカラス而モ其功績ハ赫 々トシテ

呈ス希クハ閣下幸ニ之レヲ採納セラレンコトヲ再拝

明治二十四年十月

在韓国釜山港

日本居留民長

日本居留地会議長 小倉胖三郎 太田秀次郎

領事 能勢辰五郎殿

感謝状写

能勢領事貴下

及ヲ図リ外ニアツテハ韓民ノ智識啓発ニ勉メ京釜鉄道ノ事業ヲ助ケ海関ト商民トノ調和ニカムル等直接間接ニ尽瘁サレタル結果釜山港凡テノ規 致シ内ニ在テハ水道ヲ布設シテ給水ヲ便ニシ衞生ヲ督励シテ悪疫予防ニ尽シ実業調査会ヲ組織シテ商界ノ利害ヲ討議シ港民ヲ奨励シテ教育ノ普 貴下明治三十二年十月二十六日当釜山領事トシテ着任セラレ爾来年ヲ経ル殆ト三年其間主トシテ通商貿易ノ事務ニ鞅掌シ殊ニ力ヲ居留地経営 シ併セテ貴下ノ功労ヲ感謝セン為メ妓ニ記念トシテ別紙目録ノ粗品ヲ贈呈ス貴下幸ニ完存スル所フラハ某等ノ深ク光栄トスル所ナリ 貴下今回命ヲ奉シテ遠ク英領加奈陀モントリオル領事ニ栄転セラル、ニ当リ貴下監督ノ下ニ釜山ノ実業機関タル我商業会議所ハ惜別ノ徴感ヲ表

惟フニ我港ハ前途益々多事ニシテ貴下ノ手腕ニ須ツベキモノ猶且枚挙スベカラス京釜鉄道及港湾埋築ノ事業ハ本港革新ノ動機ニシテ第二釜山 |設時代ナルト共ニ本所ノ如キハ貴下カ指揮監督ノ下ニ施設経営スヘキモノ接踵シ来ラントス斯ノ如ク将来多忙ノ釡山ハ今ヤ貴下ノ転任ニ遇フ

画経営カ内外人ノ激賞スル所トナリシハ全ク貴下ノ賜ニ他ナラス

ナダ本邦移民制限史の一断 面

(六元

六四

途ノ無事ト健在ナランコトヲ祈ル 為ニ時々鴻信ヲ寄セテ吾人ニ教ユル処アレ吾人切望ニ耐ヘス嗚呼貴下ノ任地ヤ雲深ク水遠ク渺茫トシテ端倪スヘカラス某等国家ノ為ニ貴下カ長 ラル本港ノ為メ誠ニ悲ムヘシトスルモ転任ハ官命ナリ固ヨリ如何トモスヘカラス願クハ貴下斯地ヲ去ルモ斯地ニ領事タリシノ因縁ヲ以テ斯地ノ 吾人豊惜別ノ情ニ耐ユベケンヤ於茲乎本所ハ盛宴ヲ張テ惜別ノ誠意ト感謝ノ意ヲ表セン議アリシモ一場ノ宴焉ソ永遠ノ紀念トスルニ足ランヤ故 粗品ヲ贈呈スルニ至レリ蓋シ某等カ貴下ノ功労ヲ無彊ニ表旌セントスルニ過キスシテ是ヲ以テ貴下ノ偉功ニ謝意ヲ尽シタリトナサズ貴下ノ去

右本会ノ決議ヲ以テ謹ミテ感謝ノ意ヲ表ス

明治三十四年十月十五日

在韓国釜山

日本商業会議所会頭 荒井栄蔵

録

虎皮

いまここにやや詳細にわたるが、その写を記すのは、能勢領事の正確熱心な執務ぶりを証明すると思われるからである.

公第五二号通商局 受第三八三号

ウビクトリア府へ定時出張ノ儀予メ御許可相成度件

四百余人ノ多キニ居ル等我国領事カ毎年二三回同府ニ出張スルニ帝国臣民保護上大ニ効用可有之旨ハ本年二月四日付機密第二号信ヲ以テ申進侯 ウビクトリア府ハ当州ノ首府ニシテ英領コロムビヤ州全般ニ於ル立法・行政・司法ヲ統轄スル所タルノミナラズ在留帝国臣民モ本港ニ比スレバ

四度ヲ限リ随時出張ノ儀予テ御許可相成候様致度候右ニ要スル費用ハ同府へ往復汽船賃米金拾弗、 申候尤モ同府出張ノ節ハ其都度事由ヲ具シ相伺可申筈ニ有之候ヘ共本邦当地間一往復ニニカ月ヲ要シ臨機ノ間ニ合ハサル場合モ之有ニ付 ルモ難計候間我帝国領事ハ可相成ハ毎月一回同府ニ出張シ一面ハ帝国臣民ノ挙動ニ注視警戒シ一面ハ州内閣員等ト交際ヲ重ヌルヲ得策ト相認メ モスレバ反対派ノ謬説ヲ軽信スルノ傾向アルヲ免カレ不申ニ付或ハ本年冬定期州議会ニ於テハ日本労働者移住制限法ノ通過セラルルノ不幸ヲ見 移民ヲ嫌悪スルコト日一日ヨリ甚シク新聞ニ公会ニ喋々喃々スル場合ト相成候処州知事及其内閣ニ於テハ深ク我移民ノ情況ヲ知悉セサル為メ動 等百余人ハ率ネ市ニ寄留スルヨリ彼輩間ニ喧争絶ヘズ動モスレバ流血ノ不幸ヲ見ルニモ有之然ルニ近年不景気ノ結果トシテ白人 労 働者 カ 本 邦 儀ニ有之候然ル処近来カナダ・タコマ両汽船ニテ移民ノ同地ニ上陸スルモノ毎便八九十名ノ多キニ達シ加之鮭漁ニ従事スル漁民雕虎船乗組水夫 往復各一日滞在日数三日合計概算五日間日当

貨参拾円ニ相成申候間右御詮議ノ上御許可相成候様致度此段申進候

敬具

明治二十八年四月廿一日

在晚香坡

二等領事 能勢 辰五郎回

外務次官 林

董

殿

公第三十二号

スキーナ河地方巡回之件

回 該地方巡回ノ儀御認可相成度候尤モ該地方ハ夏季ヲ除クノ外沿海氷結シ交通極テ不便ニシテ当港ヨリハ毎年四月ヨリ八月マデ五ケ月間僅ニ毎月 事ヲ請願致来候儀ニ有之候就テハ該地方巡回ノ必要ナルハ特更喋々ヲ要セス現ニ一昨年清水領事代理巡回之儀御認可アリシ次第ニ付是非本年中 該地方在留帝国臣民中深ク之レヲ遺憾トスルモノアリ過般同地在留者関ロ早野等在留人民ヲ代表ン本年夏季本邦人多数集合ノ際小官ノ巡回セン 過居候次第ニ有之候然ルニ昨春並ニ今春二回ニ於テ本州東南部ヲ始メ加奈太東州等巡回致候へ共未タ前記スキーナ地方ノ巡回ヲ果ササ スルモノ有之候(尤モ該地方巡回ノ歳ハ一昨廿七年中凊水領事代理在任ノ際許可ヲ得旅費ヲモ御支給相成候処同官事当時巡回ヲ果サス其儘ニ打 候ニ付小官ヨリモ昨々書ヲ飛ハシ戒飾致候へ共不学無識之輩多クシテ十分事理ニ通セサル為メ彼輩中ニテモ善良ノ徒ハ深ク之レヲ憂ヒ度々敷訴 ス動モスレバ殴闘殺傷等ノ事件発生ツ屢々地方ノ官民ヲ煩ハス事不尠近来漸ク外人ノ注意ヲ惹起セルト同時ニ我人民ヨリモ頻リニ苦情ヲ訴ヘ出 無頼悪漢輩ノ巣窟トナリ加之本舘開設以来未タ曽テ舘員ノ同地方ニ巡回セルモノナキヨリ帝国臣民ニシテ却テ本邦ニ於ケル近時ノ情勢ニ通暁セ 本州スキーナ河其他同地ニ達スル沿海地方ニハ帝国臣民ノ在留スルモノ無慮五六百名ノ多キニ有之候処従来僻遠之地ニシテ交通不便ナルカ為メ 百五拾弗金貨百八拾円御送付相成候様致度別紙相添へ此段申進候 分天候ト季節トヲ択ハサルヘカヲス従テ毎年五月ヨリ七月マテ三ケ月間ノ外実際巡回出来難ク候間本件御認可ト共ニ別紙調書ノ旅費概算額米金 ノ汽船便アルノミナラススキーナ河ロヨリボートシムソン及ヒナース河等へハ特ニ小蒸濕曳船又ハ漁船ヲ雇ハサレハ往来難出来次第ニ付十 敬具 ルヲ以テ

明治二十九年五月五日

在晚香坡

二等領事 能勢 辰五郎印

外務次官 原 敬 殿

ト且ツリバー 追申当地ヨリ極北ナース河マテ往復千八百余哩ニ過キスシテ夥多ノ日数ト費用ヲ要スル次第ハ交通不便ニシテ途中船待ノ為メ多ク日子ヲ要スル ス インレ ŀ ポルトシムソン ナース河地方ノ如キ本邦人居住地ハ深ク内河ニ入リ滊船航路外ナルヲ以テ為ニ蒸羸曳船ヲ雇フテ之レ

カナダ本邦移民制限史の一断面

ニ赴カサルヘカラス従テ船賃多額ヲ要スル儀ニ有之候右申添候也

スキーナ河巡回旅費日当見積

百五拾弗也

* 5 金

米金 拾 弗 晩香坡ヴヰクトリヤ間往復船賃

三拾弗 リバース、インレット、ポートエシントン間往復汽船賃弐拾弗 ヴキクトリヤ市リバース、インレット間往復汽船賃

四拾弗 ポートエシントン、ポートシムソン間往復汽船賃

z

•

会貨 百八拾円也

日当

金貨 百弐拾円 航行平日分

六拾円 滞在十日分

明治三五年三月一五日在「モントリオール」 能勢総領事代理ヨリ小村外務大臣宛 機第一 号 四月八日接受

日本人排斥問題ニ関シ回答ノ件 日本人排斥問題ニ関スル件 四月二一日小村外務大臣ヨリ在「モントリオール」能勢領事代理宛 機密送第一号

奈陀ニ渡来スル日本移民数ニ制限ヲ置クヲ以テ最上策ト為ス」 意見をカナダ政府が是認すれば、「帝国政府ニ於テモ異議ナク移民数制限ノ協商 それによれば、日本人問題は、支那人問題と同一の論法では律し難いにせよ、 将来の紛議を避けようとするならば、「日英両国ノ協商ニ依リ加

ヲ遂クベキ方針ニ有之候」とある。 明治三七年二月二五日在「モントリオール」能勢総領事ヨリ小村外務大臣宛、東洋人排斥法案ニ関スル件

「本件ニ関シサキニ森川領事ニ与ヘタル訓令ト同様ノ意味ニテ訓令シ置キタシ加奈陀ハ無条約ナレバ 厳重ナル抗議ハ不穏当ナリ余リニ甚シ ク ス 明治三七年三月八日在「モントリオール」能勢総領事コリ小村外務大臣宛 東洋人排斥法案ニ関シ抗議書提出ノ件 その欄外 朱 記 に は、

機密第二号 (三月二五日接受)

ルトキハ濠洲ノ如ク外交上ニ関スル事件ハ領事ノ交渉ヲ受ケスト云ハルル恐アリ」とある。

(27) 当時の在ヴァンクーバー森川季四郎領事は、この点については、能勢総領事とちがつていわば強硬派であり、積極的にカナダ州政府に抗議 し、一九○四年二月一一日、B・C・州副長官に対して、一九○四年のブリティッシュ・コロンビア移民法は全く日本人に対する差別待遇であり、

その法の実施は日本国民の利益を重大に侵害するものであると抗議書を送つている。

- 四月二〇日小村外務大臣ョリ在「晩香坡」森川領事宛 領事ハ殖民地政庁ニ抗議シ難キ件 機密第三号
- 29 四月二〇日小村外務大臣ョリ在「英国」林公使宛 加奈陀ニ於ケル東洋人排斥法ニ関スル件 機密送第一〇号
- 30 四月二八日小村外務大臣ヨリ在「モントリオール」能勢総領事宛 殖民地政庁ニ対シ抗議申込方ニ関スル件 機密送第四
- 31 明治四〇年七月三〇日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 五月二○日在「オタワ」能勢総領事ヨリ小村外務大臣宛 殖民地政庁ニ対スル抗議方法ニ関スル件 布哇ヨリ我移民多数転航ニ対スル加奈陀政府ノ態度具報ノ件 機密第一三号 (六月二〇日接受)

機密第六

- 33 七四頁)。 七月二八日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 (八月一九日接受) 布哇本邦移民加奈陀転航ニ関シ加奈陀首相ト会見ノ件 (外 文、 明治四〇年第三冊
- 34 同右 一七七頁

32

- 35 九月七日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛(電報)加奈陀首相ハ日本移民政策ニ満足シ居ル件 外文前揭書一七八頁
- 37 36 九月一六日在「晩香坂」森川領事ヨリ林外務大臣宛 九月八日在「晚香坡」石井通商局長ヨリ林外務大臣宛(電報)晚香坡ニ於テ日韓人排斥同盟会ノ示威運動開始ノ件 亜細亜人排斥同盟会ノ示威及暴行ニ関スル件 公第五七号 (一〇月一四日接受)
- 報告されている(九月二八日 その被害は直接の損害、窓ガラスの破損、 森川領事ヨリ林外相宛 晩香坡暴行事件ニ関スル損害調査報告ノ件による)。 商品の破損廃滅は米貨二四○五弗七○仙、間接損害は被害者の申出総額米貨一万一一一三弗七五仙と
- 38 四日接受) 九月二一日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 晩香坡ニ於ケル暴行事件並加奈陀中央政府ノ態度報告ノ件 機密公第七号(一〇月
- 39 九月二三日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 機密公第八号(一〇月一四日接受) 本邦移民ニ対スル加奈陀輿論ノ趨向並加奈陀首相ト能勢総領事及石井局長会談模様
- <u>40</u> 判セシメントノ内議アルコトヲ探知セリ来ル二十四五日頃閣議ニ於テ確定ノ筈ナリ「右小村大使へモ電報ス」とある。 よれば、「加奈陀政府へ石井局長カ総理大臣ニ与ヘタル言明ノミニテハ猶満足セサルモノカ大臣又ハ 次官一名ヲ本邦ニ派遣シ 帝国政府ト直接談 九月二三日在「オタワ」能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 (電報)移民問題ニ関シ加奈陀政府ニ於テ本邦へ交渉委員特派ノ内議情報ノ件これ
- <u>41</u> 第二号 九月二三日附貴電ニ関シ加奈陀政府ニ於テ重要ノ職ニ在ル人ヲ本邦ニ特派スル目的ガ若シ本邦移民ノ渡航制限ニ関スル特約ノ商譲ヲ遂 シテ説得方可然御取計アレ本電訓参考ノ為メ小村大使ニ電報セヨ ケントスルニ在ルニ於テハ貴官ハ此際同政府当局者ニ対シ右ハ到底奏効ノ望ミナキヲ以テ寧ロ斯ル計画ヲ中止スル方得策ナル旨ヲ貴官ノ意見ト 九月二七日林外務大臣ヨリ在「オタワ」能勢総領事宛(電報)加奈陀政府ノ委員特派中止方ノ件
- 42 九月二八日在「オタワ」 能勢総領事ヨリ林外務大臣宛 (電報) 加奈陀政府委員本邦特派事情ニ付具申ノ件 第一号

ナダ本邦移民制限史の一断面

六七 (六七)

六八 (六八)

一〇月一二日石井通商局長ヨリ珍田外務次官宛 (私信) 加奈陀移民問題ニ関スル件 外文四〇巻三冊二〇三頁

その後段には次の如き文面がある。

語ヲ吐キタリヤト問へバ然ラズト答フ今以テ曖昧ナリ以上ハ申述ベニクキ事ナレドモ派員ノ着到モ目前ニ逼レバ御参考マデ申上グルノ必要アリ ヲ以テ能勢氏モ是マテ気ニ懸リ居タル situation ガ 此事ニ関スル能勢ノ態度頗ル曖昧ニシテ小生モ一時 clear up シテ快心ノ至リナリト申シ居レリ然ラバ従前多少 commit ハ狐ニ魅マレタル感アリシモ兎モ角前述ノ事ニ総理、 農相、 能勢及小生ノ間ニ談合アリタル シタリト考へ得べキ言

十月十二日

Ш

-信ジ取急ナカラ概略申上置候

石井菊次郎

一二月二八日林外務大臣ョリ在英国小村大使宛 本邦移民ノ加奈陀渡航制限ニ関シ加奈陀委員ト ノ商議ニ関スル件

附記 明治四一年一月二〇日林外務大臣発小村大使宛往電第四号

网密送第二五号

応諾スル能 臣ハ右ニ対シ先ツ加奈陀カ日英条約ニ加入当時ノ事情ニ関スル同政府ノ見解ハ全然帝国政府ノ首肯スル能ハサル所ナル旨ヲ一々我方ノ記録ニ依 スルコト及加奈陀渡航ノ旅券ヲ有セサル労働者ノ上陸ヲ加奈陀官憲ニ於テ拒絶ジ得ルコトニ取極ヲ為サントスルノ希望ヲ縷述シタルニ依リ本大 対ヲ惹起セル事情ニ顧ミ此際日本政府ニ於テ能勢総領事ノ与ヘラレタル保障ヲ実行セラレ度其方法トシテ毎年労働者ノ渡航許可数ヲ三百以内ト レバ条約上何等ノ根拠ヲ有セザル加奈陀ニ対シ到底承認スルコト能ハザル所ナル旨ヲ説明シ更ニ進ンデ帝国政府ハ日加両国民ノ間ニ存在セル優 定セントスルガ如キ約束ハ労働者ノ渡航制限ニ関シ条約上ノ権利ヲ有スル合衆国ニ対シテスラモ今日ニ至ル迄未タ嘗テ実行シタルコトナキ所ナ 到底応諾スル能 テ証明ヲ与ヘ右加入前即チ千九百三年農務大臣フィッシャー氏来邦来遊ノ際小村外務大臣ハ移民制限ニ関スル条件付ノ加入ハ帝国政府ノ断シテ 右によれば、 越ナル親善ノ関係ヲ持続センコトヲ希望スルコト甚ダ切ナルヲ以テ目下ノ事態ヲ速カニ救済スル為メ我労働者ノ加奈陀渡航ニ関シテハ事情 ハサル所ナルヲ言明シ帝国政府ノ意思ハ今尚毫モ変ズルコト之レナキヲ以テ今日ノ際右制限方ニ関シ特別 ルミュー ハザルコト又旅券ニ関スル制限ノ如キモ条約上特別ノ規定存セザル限リ到底実行不可能ナルコト及我労働者ノ数ヲ三百以下ニ限 代表は覚書を外務大臣に手交して、 次の如き陳述がなされている。 ノ協力的取極ヲナスコトハ

ス限リ帝国政府自ラ適当ナル制限方法ヲ講究スルニ躊躇セサル旨ヲ宣明シタ(後略)

(45) 電送第三四五一号 明治四〇年一二月一七日発

自林大臣 至 在「オタワ」能勢総領事

カ果シテ然ラバ加奈陀政府ノ条約加入前後ヲ問ハズ其保証ニ関スル書類御携帯帰朝スペシ 貴官ニ帰朝ヲ命ズ但シ再ビ其地ニ帰任スルヤ否ヤ未定ニ付御含ミアレ 又貴官ニ加奈陀政府又ハ国務大臣ニ移民制限ノ保証ヲ与ヘタル由ナル

これを受けた総領事は次の如き返電をするのである。

オタワ発四〇・一二・一八 No. 5275 暗

林外務大臣在「オタワ」能勢総領事

第一六号

ア氏ニ与ヘタルモノノ他ニ無シ

政府ニ移民制限ノ保証ヲ与ヘタリト云フ書類ハ本年十月廿一日付機密第一二信ニ添ヘテ提出シタル一千九百五年九月十八日付農務大臣フィシャ 本官ハ本月廿七日当地出発最近便丹後丸ニテ帰朝スペシ加奈陀政府ニ対スル執務上ノ必要モアレバ至急後任者ヲ御任命アル様ニ希望ス加奈陀

46 **車絡があつた記録があるのみで、死亡日時も不明のままである。** かならず、外務省には明治四四年八月三一日附東京府知事より、 明治四一年一月二四日東京に帰着した総領事は、待命になり、四二年五月二一日朝鮮臨時統監府理事官に任ぜられたが、その後の動静は定 外務省官房人事課長宛に、「元外務九等属能勢辰五郎遺族扶助料請求」云々の